

## 東広島市教育委員会定例会（令和5年1月）議事録

1 日 時 令和5年1月26日（木）午後3時0分～午後4時6分

2 出席者

（1）教育長 市場教育長

（2）委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、京極委員、島本委員、西村委員

（3）事務局 【学校教育部】

江口学校教育部長、榊原教育参与、武上学校教育部次長兼教育総務課長、井上施設安全調整監、祭田教育調整監、鳴川学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター所長、吉岡学事課長、木村指導課長、沖教育総務課情報教育推進室長、石田教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

岡田生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、山本スポーツ振興課長、石井文化課長、戸光青少年育成課長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

【こども未来部】

上杉保育課長、播摩保育課保育環境整備係長

3 場 所 北館2階 201会議室

4 議 題

（1）議案事項

議案第1号 令和5年第1回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について  
【非公開】

議案第2号 東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

（2）報告事項

報告第1号 学びのキャンパス推進事業における行動計画のパブリックコメント（意見公募）について【非公開】

報告第2号 令和4年度東広島アザレア賞の表彰について【非公開】

報告第3号 令和4年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の被表彰者の決定について  
【非公開】

報告第4号 東広島市立美術館の博物館登録について

（3）その他

ア 第38回東ひろしま新春駅伝競走大会の結果について

イ 「近代西洋美術の巨匠たち」展について

ウ 令和4年度東広島市二十歳のつどいの結果報告について

エ 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後3時0分

○ 市場教育長：それでは、定足数に達していますので、令和5年1月の教育委員会定例

会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、島本委員と西村委員でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議の進行でございますが、議案第1号は、議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合の意見の申出に関する事として東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に当たるため、また報告第1号は意思形成過程の情報として、報告第2号及び報告第3号は報道解禁前の案件として東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第8号に当たるため、それぞれ非公開として審議したいと思ひます。

委員の皆さんのご意見を伺いたひと思ひます。いかがでしょうか。

それでは、議案第1号、報告第1号、報告第2号、報告第3号は非公開として審議することに決定いたします。

本日の傍聴希望はありますか。

- 武上学校教育部次長兼教育総務課長：希望者がおいでになっております。
- 市場教育長：はい、分かりました。

それでは、教育委員会傍聴人規則の注意事項を遵守していただくことを条件に傍聴を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

#### 議案第1号 令和5年第1回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について 【非公開】

#### 議案第2号 東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

- 市場教育長：再開いたします。議案第2号東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 吉岡学事課長：それでは、81ページをご覧ください。

1の提案理由です。

通学区域制度の弾力的運用として、市内全域から通学、転入を認める小中一貫特認校制度を導入するに当たり、必要な例規の整備を行うため、この議案を提出するものです。

2の改正案についてですが、83ページの新旧対照表をご覧ください。

第4条に示しているとおり、特認校として教育委員会が別に指定した学校に限り、保護者が所属する学校以外の学校を選択した場合、教育委員会がこれを認めるときは、当該学校を通学すべき学校として指定することができるということを新たに加えたものでございます。

これまで平成16年に小規模特認校を指定した際に、転校の要件の一つとして教育的配慮要件の区分で市教委が転校を認めていましたが、このたび小中一貫特認校の

設置に伴いまして、特色ある学校の取組に賛同して転入学を認めるため、新たに規則で整理していくことを明確にしたものです。

81ページの3の施行期日につきましては、令和5年2月1日からとしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第2号東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

#### 報告第1号 学びのキャンパス推進事業における行動計画のパブリックコメント（意見公募）について

【非公開】

#### 報告第2号 令和4年度東広島アザレア賞の表彰について

【非公開】

#### 報告第3号 令和4年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の被表彰者の決定について

【非公開】

#### 報告第4号 東広島市立美術館の博物館登録について

○ 市場教育長：それでは、報告事項に移ります。

報告第4号東広島市立美術館の博物館登録について、説明をお願いいたします。

○ 石井文化課長：それでは、報告第4号でございます。

このたび東広島市立美術館の博物館登録が決定されましたのでご報告いたします。

資料は、7ページでございます。

まず、1番、概要でございます。

令和4年10月31日に市から博物館申請を行いまして、令和5年1月13日の県教育委員会定例会において審議され、登録が決定されたものでございます。

2番の博物館登録された施設の内容につきましては、表に掲げてあるとおりでございます。

3番、博物館登録につきましてでございますが、(1)の定義については資料に掲げてあるとおりでございます。種類につきましては表の1行目にありますとおり、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設の3種類がございまして、東広島市立美術館は今回1番目の①登録博物館となったものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

博物館の制度改正につきましては、昨年、法の改正がございまして、令和5年4月1日に改正の博物館法が施行されることとなっております。

主な変更点につきましては表に掲げているとおりでございますが、Aのところ、博物館事業については今後文化芸術基本法に基づくことが追加され、文化観光の拠点としての地域の活力向上としての役割が義務化されるというところが大きな変更点だと思います。

4番目の東広島市立美術館が博物館登録をする理由でございますが、まずは館の信頼度の向上、博物館法改正による目的の変化として地域づくりの観点が盛り込まれてきていること、財政支援や他館との連携がより図られるなどがあげられます。特に信頼度の向上による他の美術館との美術品の貸し借りがしやすくなるといった大きなメリットがあると考えております。

5番目、現行法での博物館登録後の手続であります。今回の博物館登録は改正博物館法施行前での登録でございますので、施行後5年以内に改正法に基づき再登録する必要がございますが、追加資料を提出するなど、適切に事務手続を行う予定にしております。

説明は以上でございます。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

その他ア 第38回東ひろしま新春駅伝競走大会の結果について

その他イ 「近代西洋美術の巨匠たち」展について

その他ウ 令和4年度東広島市二十歳のつどいの結果報告について

○ 市場教育長：それでは、その他に移りたいと思います。

個別案件について特に伝えたいことが事務局からありますか。

○ 石井文化課長：その他のイ、今度美術館で開催する「近代西洋美術の巨匠たち」という展覧会について、この中で資料3ページの中の一番下のほうにウイズこども割というものを今回導入しました。これは、当日券に限り、高校生以下の子どもは無料ですけれども、その子どもと同伴する保護者2名までの入館料を3割引にという新たなものとなります。著名な美術品をより多くの人に見ていただくために、議会からの提案をもとに、より多くの方に見ていただくということで、こういう制度を導入いたしました。

追加の報告でございます。

○ 市場教育長：ほかにはよろしいですか。

その他エ 次回教育委員会定例会の日程について

○ 市場教育長：それでは、次回、教育委員会定例会の日程について、説明をお願いいたします。

- 武上学校教育部長兼教育総務課長：次回、2月は24日金曜日15時から、本館の303会議室でお願いいたします。  
次々回、3月は16日木曜日16時からでお願いしたいと思います。
- 市場教育長：ありがとうございました。  
それでは、確認します。  
今回は、2月24日金曜日15時から、場所は本館会議室303でよろしいですか。  
次々回、3月は3月16日木曜日16時から、場所はここですね。
- 武上学校教育部長兼教育総務課長：201でお願いいたします。
- 市場教育長：それでは、よろしくお願いいたします。  
その他、事務局からありますか。  
その他、委員の皆様から何かありますか。  
それでは、議案第1号、報告第1号、報告第2号、報告第3号につきましては、非公開として審議することを議決しておりますので、傍聴人の方は退席をお願いします。

閉会 午後4時6分